

(委員会提出議案第1号)

平成29年12月20日

議長 須永宣延様

提出者 議会運営委員会
委員長 富岡信吾

議案提出について

平成29年第4回市議会定例会（12月20日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

[委員会提出議案第1号] 熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

[理由] 投票システムにより投票する方法で表決をとることを可能とするため

熊谷市議会会議規則の一部を改正する規則

熊谷市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第68条の次に次の1条を加える。

（投票システムによる表決）

第68条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、投票システム（問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押すことにより投票するシステムをいう。第73条第2項において同じ。）による投票により表決をとることができる。

第73条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、投票システムによる投票により表決をとることができる。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。